

令和 8 年度

「少人数向け訪問型研修」支援対象企業
【募集要項】

令和 8 年 2 月

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

「令和8年度 少人数向け訪問型研修」支援対象企業 募集要項

1 概 要

(1) 目的

本事業では、広島広域都市圏^(※1)内の自動車関連企業^(※2)を始めとするものづくり企業^(※3)に、講師を派遣し、各企業の課題解決の取組に必要な従業員のスキル向上やリスクリングに取り組むことで、人材育成を支援することを目的としています。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。^(※4)

(※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市
市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北
広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(※2) 自動車関連企業

自動車メーカー やサプライヤと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある
企業

(※3) 従業員規模20人～50人程度の企業を想定

(※4) 本公募は、令和8年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和8年
度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承
ください。

(2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社）とします。（うち
自動車関連企業6社程度）

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有するものづくり企業

イ 法人又はその役員が次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号
に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴
力団員」という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公
表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業の対象者は、従業員規模が20人から50人程度の企業を想定していますが、当
該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

(3) 支援内容

支援対象企業に製造業やITについての知識等、各種専門知識を有する講師を派遣し、製造業向けの基礎的な教育を実施します。

なお、支援を行う際は、本市職員の他、広島広域都市圏の自治体職員等の行政関係者が同席することがあります。

具体的な支援内容は、次のとおりです。

ア 支援対象企業に適した教育メニュー及び講師の選定等

支援対象企業及び従業員の現状や課題を、訪問またはリモート（Web会議、メール、電話等）により確認し、適切な教育メニュー^(※5)、教育対象者（1～3名程度）を選定するとともに教育目標を設定します。

イ 教育の実施

支援対象企業へ講師を派遣し、アにより取り組むこととなった教育を、1社につき2、3日程度に分けて合計8時間程度実施します。

(※5) 教育メニュー

メニュー	研修内容
①問題解決技法	問題の定義、原因分析、解決策立案の基本手法
②QC手法	QC七つ道具、データ分析、改善活動の進め方
③機械設計・製図初級	図面の基本構造、寸法記入、製図の約束事
④機械設計・製図中級	簡単な機械部品の図面作成、製図演習
⑤油空圧初級	油圧・空圧機器の構造、動作原理、JIS回路記号
⑥電気初級	電気図面の基本構造、記号の意味、配線図の読み方
⑦電気中級	シーケンス図の構成、動作理解、保全への応用
⑧Excel初級	表計算の基本操作、グラフ作成、セル書式設定
⑨Excel中級	関数（SUM、IF、VLOOKUPなど）の活用、データ整理
⑩Excelマクロ初級	VBAの基本構造、簡単なマクロ作成、関数利用
⑪RPA初級	RPAの仕組み、簡単な自動化処理の設定方法
⑫情報発信初級（HP）	ホームページの基本構造、更新・修正方法
⑬ノーコード/ ローコードツール初級	ノーコード／ローコードツールの基本操作、簡単なアプリ作成

※今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 支援の実施方法

製造業やITについての知識等、各種専門知識を有する者を講師として派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

(5) 費用

講師の派遣や教材にかかる費用は無料です。

(6) 秘密保持の取扱い

本市職員には、地方公務員法第34条にある「秘密を守る義務」が課されています。これは、当事者間の秘密保持契約より優先されるため、本事業は本市との秘密保持契約を締結することなく実施することをご理解ください。

2 申込の手続き

参加申込書を記入のうえ、以下の申込先に提出してください。また、人材育成計画書等がございましたら、参加申込書と併せて提出してください。

【注意事項】

※ 書類の返却はいたしかねます。

※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

【申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：令和8年4月10日（金）必着

4月10日までに募集企業数（10社）に満たない場合、募集を継続します。

4月11日以降の募集状況は、以下問合せ先にお問合せ下さい。

3 支援対象企業の決定

申込書を受理後、必要に応じて企業訪問を行い、申込内容や過去の本市による支援の活用実績等を踏まえて、令和8年4月以降に支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が10社に満たない場合、受付期限後も隨時募集を継続します。

また、企業の希望する教育内容が本事業の委託先において対応できない場合は、支援をお断りする場合があります。

4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp